

令和8年2月27日
九州地方整備局

令和7年度 建設Gメン活動状況 中間取りまとめ

(令和8年1月末時点 実績取りまとめ)

建設Gメンは「下請取引等実態調査」及び「駆け込みホットライン」への通報等を端緒として、建設工事に関する取引において、主に「適正な請負代金、労務費の確保」「適切な価格転嫁」「適正な工期の設定」「適正な下請代金の支払」について、調査・指導を実施しています。

令和7年度（R7.7月～R8.6月）の九州地方整備局における建設Gメンの活動状況について、令和8年1月末時点の実績等の中間取りまとめを公表します。

令和7年度建設Gメン活動状況について（R8.1月末時点）【概要は別紙】

1. 建設Gメン調査社数 **107社** ※前年同月比 **30社増**

2. 調査対象内訳

発注者：14社 **元請事業者：66社** **下請事業者：27社**

※発注者は、地場デベロッパーをはじめ民間発注者に対して調査を実施

※発注者へ改正建設業法の周知啓発（労務費に関する基準、おそれ情報、工期ダンピングの禁止等）を実施

3. 指導（文書指導）社数 **62社**

（主な指導内容）

- 材料費、労務費その他経費など内訳明示した見積書を作成していない
- 見積条件の提示の際、具体的内容が提示されていない
- 見積書や契約書に建設業法で定める記載事項がない
- 資材価格の変動による工事内容又は請負代金の変更、その際の算定方法が契約書に明記されていない 等

建設工事の契約に際しては、改正建設業法にて施行されました材料費、労務費及び法定福利費、安全衛生経費、建退協掛金など適正な施工に必要な経費を内訳明示した「材料費等記載見積書」の活用をお願いします。

建設工事の請負契約で不適切な取引があった場合には、添付しております「駆け込みホットライン」への情報提供をお願いします。

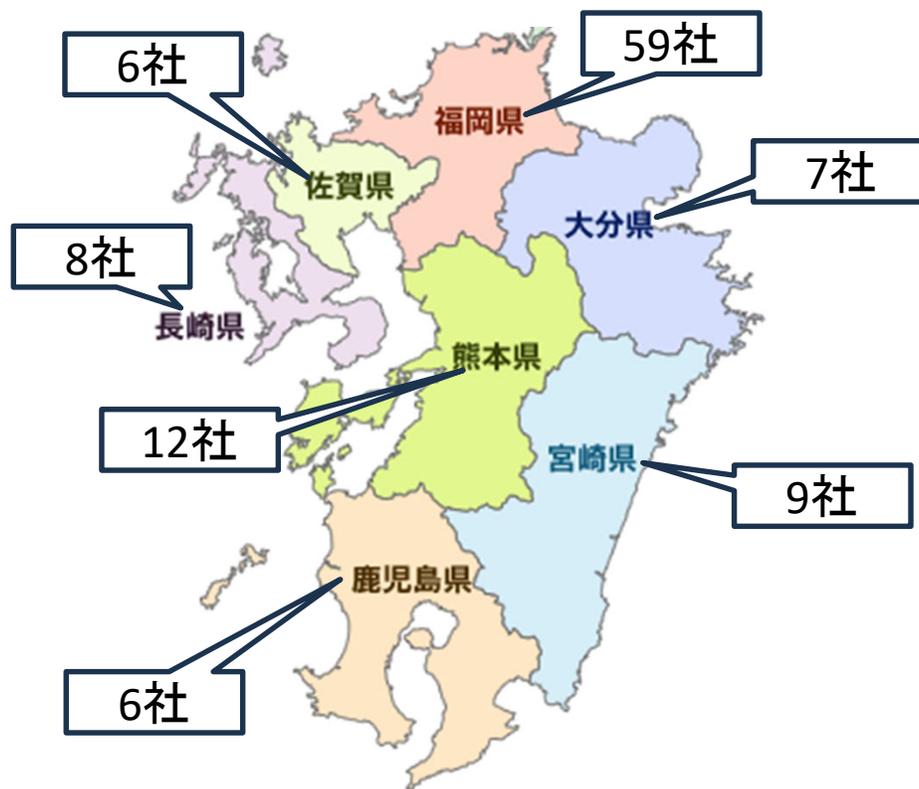
【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 電話（直通） 092-409-4201

建政部 建設業適正契約推進官 熊本 貞賢（くもと さだかた）

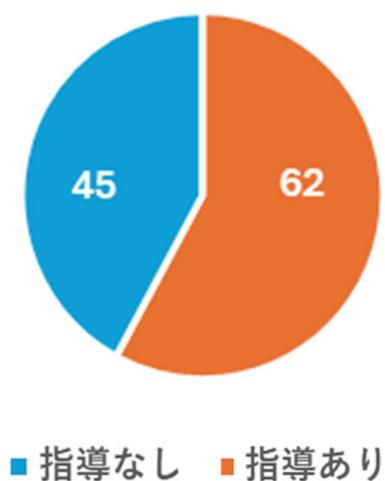
建設産業課 課長補佐 白濱 幸徳（しらはま ゆきのり）

調査（107社）地域別内訳

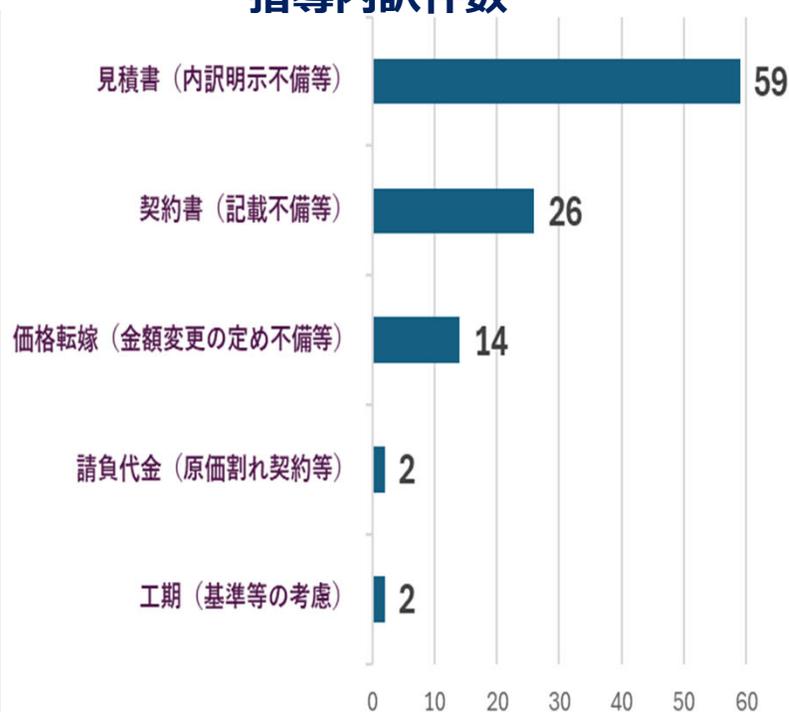


指導内訳

指導社数



指導内訳件数



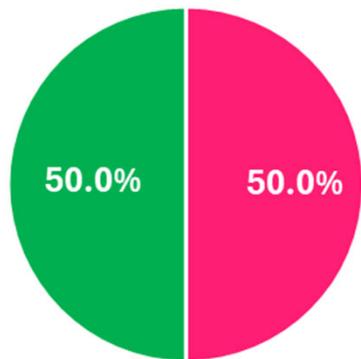
注）1社で複数の項目で指導を受けた場合があるため、指導内訳件数の総数と指導あり社数と一致しません

<特に多い指導内容について>

見積に関する事項

材料費等記載見積書の作成

元請事業者又は下請事業者において、材料費、労務費等の適正な施工を確保するために必要不可欠な経費を内訳明示した材料費等記載見積書を作成していない【割合%表示】

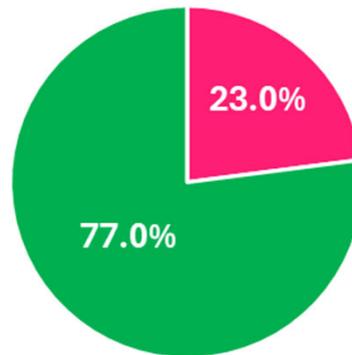


■ 作成している ■ 作成していない

材料費等記載見積書の利用がまだ進んでいない状況

見積条件の提示

元請事業者において、見積条件（追加工事、変更工事を行う場合の見積条件を含む。）の提示の際、下請契約の具体的内容が提示されていない【割合%表示】



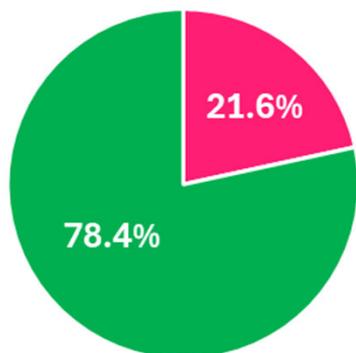
■ 提示あり ■ 提示なし

見積条件について、建設業法で定める記載すべき項目（14項目）を全てを網羅していない

契約書に関する事項

契約書の法定記載事項の不備

元請事業者及び下請事業者において、当初契約時の契約書について、法定記載事項の記載内容に不備がある【割合%表示】



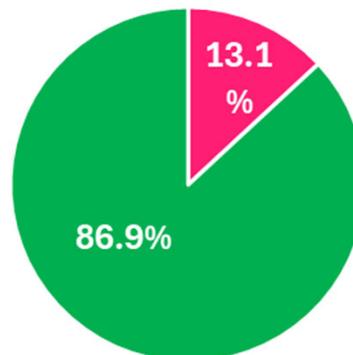
■ 不備なし ■ 不備あり

契約書について、建設業法で定める記載すべき項目（15項目）を全てを網羅していない

価格転嫁に関する事項

価格転嫁の方法等の契約書への明記

元請事業者及び下請事業者において、資材価格の変動等による工事内容又は請負代金の変更、その額の算定方法が請負契約書に明記されていない【割合%表示】



■ 明記あり ■ 明記なし

資材価格の変動等による請負代金等の変更方法などが、契約書に記載がないものが一定数存在

建設Gメン調査における指導内訳

建設Gメン調査における「見積書」、「契約書」、「請負代金」、「工期」、「価格転嫁」の各調査項目で確認された事象、その原因、及びそれに対する指導の概要は以下のとおり

	確認された事象	主な原因	主な指導事項
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を書面で作成していない ・見積書が材工1式の表示 ・法定福利費の内訳明示が無い ・見積条件について建設業法で定める記載すべき項目を全て網羅していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料費等記載見積書を活用することが定着していない ・見積条件で記載すべき内容を知らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料費等記載見積書を活用することを指導 ・ハンドブック等により見積条件として記載すべき項目を指導
契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書を書面で作成していない ・着工前に契約締結していない ・契約書に建設業法で定める記載すべき項目を全て網羅していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約及び変更契約における契約書作成が支払い時など事後に整理されている ・契約書に記載すべき内容を知らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に書面による契約書作成を指導 ・最新の標準約款を活用するよう指導
請負代金	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者による原価割れ契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「お得意様価格」での受注 ・閑散期における安値受注 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月の法改正後は、発注者に加え、受注者も原価割れ契約は建設業法違反になる旨、指導
工期	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は4週8閉所の計画が、実工期は4週4閉所となった 	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡時期の関係で工期延期ができなかった（受注者から発注者へ協議を行っていない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書条項に基づき、発注者へ工期延期の協議をすべき旨、指導
価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ・資材価格の変動等による契約変更や算定方法について、契約書に記載がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者優位の約款を使用させられている ・古い約款を使用しており、最新の標準約款への更新がなされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準約款に基づく契約を指導 ・最新の標準約款への更新を指導

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありますか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。

スマホ等
で可能



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン
情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞

60日を超える「割引困難手形」で
下請代金が支払われた。

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

著しく短い工期や原価割れの
契約を締結させられた。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

見積書に記載した労務費などを
一方的に減額された。

書面契約を交わしてくれない。

一方的に請負代金や工期を決定
され、協議に応じてもらえない。



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

✓ 建設業法違反疑義者情報 (必須)

本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号

✓ 建設業法違反疑義内容 (必須)

契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等

✓ 具体的な建設業法違反疑義内容について (必須)

いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等

✓ 工事情報 (任意)

工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期

✓ 関係資料 (任意)

契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL : 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪 TEL : 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

第三次・担い手3法ポータルサイト

<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>



労務費に関する基準ポータルサイト

<https://roumuhi.mlit.go.jp/>



建設業法令遵守ポータルサイト

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>



駆け込みホットライン情報収集フォーム

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html>

駆け込みホットライン情報収集フォーム

[ホーム](#) > [駆け込みホットライン情報収集フォーム](#)

建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます。

駆け込みホットラインに寄せられた情報のうち、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施しに対応します。

また、許可行政庁が都道府県の場合等、必要に応じて各都道府県に情報共有させていただく場合がございます。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。(匿名通報も可能です。)

調査の進捗状況や結果についてはお答えできませんので、ご理解をお願いします。



建設業相談窓口ナビ

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>

